

## 生産段階認証基準等の補足説明

平成 20 年 3 月 21 日採択

平成 22 年 1 月 14 日改正

平成 25 年 3 月 28 日改正

マリン・エコラベル・ジャパン協議会

### I 管理体制

#### 基準①漁業許可の取得審査

認証指針(1)国や都道府県による漁業法に基づいた漁業権、漁業許可等を取得し、審査・更新が適切に行われていること。

(漁船を使用する場合は漁船許可証、漁具にあつては漁具の仕様等の確認と報告を求める。)

#### 基準②資源に関する規制、取決めの遵守

認証指針(1)資源を管理する取り決め等が遵守されていること。

(「水産基本計画」「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の他、国内・国際的な取決め、自主的、地域的取り決めも含めて検証する。)

なお、定置漁業権に基づく定置網(大型定置網及びサケ定置網等)については、都道府県が漁場計画を作成して公募し、申請者に対して漁業権が免許される。対象魚種や漁業の区域等免許の具体的な内容は、当該漁場計画に基づき決められており、申請者はこれらの内容を遵守することが義務付けられている。従つて漁業を営む上での漁業者の裁量は限られており、審査においては漁場計画の免許内容の遵守状況が重要事項となる。

認証指針(2)資源の管理が予防的に行われていること。

(不確実性と不正確さを正しく考慮に入れられると、根拠をもって予想できる文書化された管理アプローチがあること。「考慮対象魚種資源」を保護し、水域環境を保存するための予防手段が実施されていること。とりわけ、適切な科学的情報の欠如が、保護および管理手段の延期や中止の理由として用いられることがあつてはならない。さらに、リスク評価の適切な手法により、関連する不確実性が配慮されていること。適切な基準点が決められ、基準点に近付いた場合または基準点を超えた場合取るべき是正措置が指定されていることを確認する。)

## II 対象資源

### 基準①資源管理の確立及びモニター

認証指針(1)資源を利用する地域あるいは広域的な協力体制による資源管理体制(組織)が構築されていること。漁獲可能量(TAC)制度、漁獲努力量(TAE)管理制度及び資源回復計画等が実行されている場合は、適切に実施されていること。または、上記に準じた資源管理措置が実施されている場合は、その内容が適切であること。

(公的、もしくは生産者団体の明文化されたもので確認する。)

認証指針(2)必要に応じて、資源を保護する措置又は準ずる措置等の有効性が科学的、または経験的に証明され、講じられていること、また適切に履行されていること。

(管理目標が、平均で「持続可能な漁獲量の最大値(MSY)」(あるいは適切な代替値)に一致しているか、漁業の状況(たとえば複数魚種の漁業)に応じて、または依存捕食者への多大な悪影響を避けるために最適な場合は、さらに低い漁業死亡率になること。「考慮対象魚種資源」を保護し、水域環境を保存するための予防手段が実施されていること。リスク評価の適切な手法により、関連する不確実性が配慮されていること。適切な基準点が決められ、基準点に近付いた場合または基準点を超えた場合に取りべき是正措置が指定されていること。生産者団体等の取り決め内容、遵守状況を確認する。)

### Ⅲ生態系への配慮

#### 基準①資源の生態学的視点からの研究

認証指針(1)資源評価対象生物等の生態学的な視点からの科学的な調査が、実施されていること。

(独)水産総合研究センター、都道府県の水産試験場等の公的機関の報告等での確認となる。さらに公的機関への調査協力やこれらのことが関係者に認識されていることが重要である。)

#### 基準②環境負荷軽減に対する取組み、調査

認証指針(1)法令による漁船の廃棄物の排出規制が遵守されていること。

(漁船の廃棄物陸上処理状況の確認、取締り当局に確認すること等。)

認証指針(2)漁業者や地域団体等が中心となって、藻場や干潟の維持管理、ゴミ回収や清掃など自然環境の保全に配慮し、漁港や海浜、漁場の水域環境保全を積極的に行っていること。

(独)水産総合研究センター、都道府県の水産試験場等の公的機関で調査されている報告内容等で確認する。)

#### 基準③環境保全への取組

認証指針(1)ゴミ等の海上投棄防止を積極的に推進していること。

(漁船からのプラスチック等海洋汚染の元となる廃棄物の海洋投棄をしないことやその取組み。証明として、船舶からのゴミ類の陸揚げの写真等の状況証拠、産業廃棄物としての引取り書類等が想定でき、取組みとしては申し合わせ等が該当。)

認証指針(3)放置漁具等の回収が行われていること。

(漁具を放置しない努力や放置漁具の回収行動の記録、同じ漁場を利用している漁業者から放置漁具に対する苦情が無いことも判断材料とできる。)

#### 基準④無用な漁獲等の軽減・回避

認証指針(1)無用な漁獲等の軽減・回避の努力がされていること。絶滅危惧種等の保存・保護への取組みがされていること。

(無用に漁獲・捕獲された生物の放流、無用な漁獲を軽減するため漁具の構造改善等に取り組んでいること、例えばトリポール、底引網の改造等。)

## 【用語集】

漁業許可	我が国においては漁業調整及び水産資源の保護培養等に関して必要があると認められる場合には、許可制による漁業管理を行っており、大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。許可漁業においては、許可の内容や許可に付した制限又は条件のほか、農林水産省令や都道府県規則によりその管理が行われる。
沿岸漁場整備開発法	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的として制定された法律。
漁業法	漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、併せて民主化を図ることを目的として制定された法律。漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする法律。
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的として制定された法律
水産基本法	水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として制定された法律
水産基本計画	水産基本法に掲げられた基本理念及び施策の基本方向を具体化し、実現していく目的で、政府として、その的確な実施を図るために水産基本法に基づき策定された基本的な計画
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針	農林水産大臣が、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて定める水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針。
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	都道府県が、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、定める水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画。
増殖	資源の維持・増大を図るため、生物の繁殖と育成を助長するための産卵場、育成場の造成等生育環境の改善・造成・管理し、また対象生物の種苗を大量に移植・放流すること。
栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
漁業権	漁業法に基づき、都道府県知事の免許を受け、特定の水面で特定の漁業を営む権利。
漁業協同組合（漁協）（JF）	漁村における漁民の協同組織体で、漁業協同組合法に基づく信用・販売・購買・共同利用施設・構成教育・漁業権管理などの事業を行う。地区別、業種別、内水面のそれぞれの協同組合がある。
資源管理体制（組織）	持続的に利用でき、再生産可能な資源である水産資源を望ましい水準に維持回復させるための体制（組織）。
漁獲可能量（TAC）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、漁種別に年間の漁獲量の上限（TAC）を設定する制度。
漁獲努力量（TAE）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、漁種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数など）の上限（TAE）を設定する制度。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するため

	の①減船、休漁等の漁獲努力の削減②種苗放流等による資源の積極的培養③漁場環境の保全等の取り組みを総合的に推進するもの。国又は都道府県が広域漁業調整委員会等で関係漁業者意見を踏まえ合意形成を図りつつ、作成。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置を実施。
漁獲成績報告書	一定期間内に国や都道府県に提出する漁獲量などの報告書。
環境負荷	環境に与えるマイナスの影響。人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）がある。環境基本法では、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものを環境への負荷と定義している。
汚染物質	水質汚濁・大気汚染などの原因となる物質。
環境保全	環境を良い状態で保存し、荒廃しないようにうまく利用・維持・管理すること。
藻場	大型の海藻類が密生する場所。稚魚の生育場所として水産資源保護上重要。
干潟	干潮時に露出する内海及び内湾の砂泥地。底棲生物の産卵、生育場所として重要。
絶滅危惧種	絶滅の危機にある生物種のこと。絶滅を防ぐためには、生物環境の保全や、場合によっては人の直接介入が必要とされることがある。M E L ジャパンでは『日本の希少な野生水産生物に関するデータブック』編集：水産庁 発行：日本水産資源保護協会(1998)の評価基準によるカテゴリーを採用する。